

8 地場産品基準

第一号(市内で生産されたもの)※米、肉等の一次産品が該当します。

第二号(市内で原材料の主要な部分が生産されたもの)

※該当の原材料が複数ある場合はすべて記載してください。

(例) 栗きんとん

原材料名: 栗

生産地: 愛知県瀬戸市品野町〇〇番地

全体に占める割合: 87.5% 栗 350g / 砂糖 50g

第三号(市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行い付加価値が生じているもの)

※製造・加工工程を全て記載し、市内での工程により相応の付加価値が生じて記載してください。なお、実質的な変更を加える加工または製造に該当しないものは不可。

工程:

(区域外加工場所:)

付加価値の割合: %

第四号(市内で生産されたもので、近隣他市町村で生産されたものと混在したもの※流通構造上、混在することが避けられない場合のみ)

第五号(市のPRを目的とした本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等で、本市独自のものであることが明白なもの。)

第六号(全各号に該当する返礼品に附帯するものとあわせて提供するものであり、当該返礼品の価値が提供するものの価値全体の7割以上であるもの)

(例) 抹茶茶碗とお抹茶セット

地場産品名及び該当号: 抹茶茶碗 / 第3号

市内製造工程: ①原材料の仕入れ②土の調合③成形④施釉⑤焼成⑥梱包のうち、全工程を行っている

附帯品名称及び産地: 粉末抹茶 / 岐阜市

調達費用内訳: (地場産品) 3,000 円 / (附帯品) 500 円

第七号(市内で提供される役務等で、主要な部分が本市に関連性があるもの)

提供場所:

本市との関連性:

第七号の二 市内に所在する宿泊施設であって、愛知県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの

第七号の三(イ・ロ)に該当するもの

第七号の四(市内において地域のエネルギー源により発電された電気であるもの)

第八号・第九号に該当するもの